

減価償却制度の概要と節税のポイント

アパート2棟を経営して不動産所得があります。
将来は会社の設立も考えていますが、当面は個人事業で行う予定です。
減価償却費をなるべく多く計上したいのですが、制度の概要を一通り教えてください。

■制度の概要

減価償却とは、建物や自動車など10万円以上の固定資産を購入した場合、何年かに分けて経費に落としていく制度です。

たとえば200万円の自動車を取得した場合、6年で経費にします。償却方法は、「定額法」と「定率法」があり、いずれも6年で200万円すべてが経費となりますが、当初は定率法のほうが経費に落とせる金額は多くなります(図表1)。

税法で定められた償却方法は、個人事業の場合は「定額法」、会社の場合は「定率法」となっています。変更の届出をしない限り、それぞれの方法で償却していきます。

■中古資産の耐用年数の計算

節税本などで何かと話題になった中古車の取扱いですが、耐用年数(減価償却する年数)は、たとえば4年落ちの中古車では次のように計算します。

$$\begin{aligned} & \text{(耐用年数)} \times \text{(経過年数)} \div \text{(経過年数)} \\ & (6年 - 4年) \times 20\% = 2.8年 \\ & \rightarrow 2年(1年未満切捨て) \end{aligned}$$

2年の償却率は、定額法で50%、定率法で100%となります。

個人事業で償却方法を定率法に変更しておき、1月に購入していれば、購入年に取得価額の全額を経費に落とすことができます。ただし、減価償却費の計算は月割りですので、12月に取得した場合は1/12しか経費になりません。

参考までに、中古車の定率法の償却率は、1年落ち→50%、2年落ち→62.5%、3年落ち→83.3%となります。

■その他適用ができる節税

中古資産の取得以外にも、次のような節税の方法があります。

(1) 1点30万円未満の特例(青色申告が前提)

個人事業主と資本金1億円以下の会社は、1点30万円未満のものについては、年間で合計300万円までは経費に落とすことができます。平成24年3月末までが期限となっています。

(2) 特別償却または税額控除(青色申告が前提)

一定の機械などの固定資産については、「特別償却」または「税額控除」の適用が可能です。いくつかの制度がありますが、代表的なものは「中小企業投資促進税制」で、平成24年3月末までが期限となっています(図表2)。「特別償却」は通常の減価償却

費に上乗せして経費に落とせる制度、「税額控除」は通常の減価償却費とは別に所得税そのものを控除する制度です。取得した固定資産ごとに、どちらかを選択することができます。

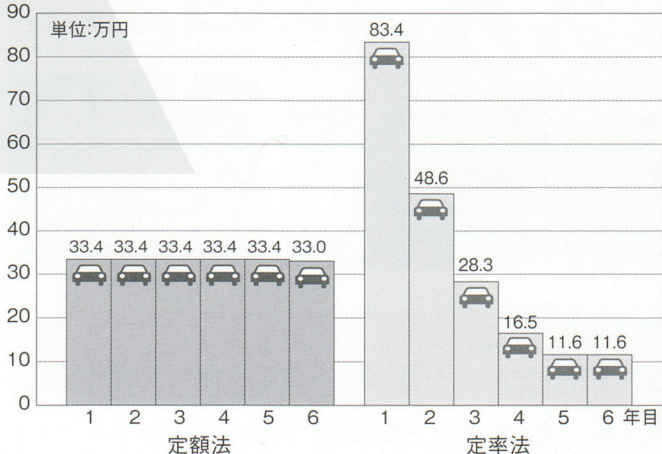
(3) 減価償却方法の変更

前述のとおり、個人事業の法定償却方法は「定額法」ですが、税務署へ償却方法の変更の届出書を前年の年末までに提出すれば、翌年より「定率法」に変更することができます。変更した当初は、減価償却費は2倍くらいになります。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については、償却方法は「定額法」のみで、定率法への変更はできません。これは会社についても同様です。

(4) 共有の取扱い(青色申告が前提)

個人事業の場合、夫婦や親子で固定資産を共有で取得することも一法です。たとえば50万円のコピー機を、夫婦共有で取得すれば、各人の取得価額は25万円で30万円未満となり、一括で経費に落とすことができます。

図表1●自動車(200万円)を1月に購入した時の減価償却費の比較



図表2●中小企業投資促進税制の概要

個人事業主と資本金1億円以下の会社が以下の固定資産を取得した場合、①取得価額の30%の「特別償却」、②取得価額の7%「税額控除」*のどちらかを選択することができる制度です。

*資本金3,000万円以下が対象

対象となる減価償却資産	金額基準
機械および装置のすべて	1台160万円以上
一定の器具および製品(パソコン、デジタル複合機)	1期120万円以上
一定のソフトウェア	1期70万円以上
普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上)	なし
内航船舶(取得価額の75%が対象)	なし